

島本町保健福祉計画の進捗状況についてご報告いたします。
資料 1-1 をご覧ください。 1 保健事業についてでございます。

健康教育、健康相談につきましては、例年と比較し実施回数及び延べ人数が大きく減少しています。これは、コロナ禍の影響により地域で実施しているサロンや各種事業の中止・実施方法の見直し等によるものでございます。

特定健康診査及びがん検診等の健康診査につきましては、子宮頸がん検診を除く各種健（検）診の受診率は、例年と比較して低下しています。その要因として新型コロナ感染の懸念から全体として健診への受診控えがあったことに加え、新型コロナ感染対策として集団健（検）診の定員を縮小したことによるものです。

訪問指導につきましては、認知症や精神疾患のあるケース等への訪問が増加していることから、例年と比較し延べ人数が増加しています。

高齢者に対する予防接種につきましては、令和 2 年度の高齢者インフルエンザの接種率が例年と比較し増加しています。これは、大阪府において、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の併発による高齢者の重症化を防ぐこと等を目的として、自己負担額（1,500 円）を無料としたことが大きな要因となっています。

資料には掲載していませんが、新型コロナワクチン接種につきましては、現在追加（3 回目）接種を実施しており、2 回目接種を受けた高齢者のうち、3 月末までには 8 割以上の高齢者が接種する見込みとなっています。

資料 1-1 の説明につきましては、以上でございます。

資料 1-2 をご覧ください。2 高齢者福祉事業についてでございます。

「配食」につきましては、コロナ禍の影響により利用希望者が増加していることから、例年と比較し増加しています。

「会食会」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度に引き続き、4年度についても中止としています。引き続き、委託先である社会福祉協議会とともに、事業のあり方について検討してまいります。

「街かどデイハウス」、「高齢者福祉センター」、「福祉ふれあいバス」、「高齢者健康と生きがいがづくり推進事業」につきましては、コロナ禍の影響により、事業の中止及び感染症対策を講じた実施内容の見直し等を行ったため、例年と比較し延べ利用人数が減少しています。

なお、「高齢者福祉センター」の浴室については、老朽化に伴い、施設の維持管理に多額の費用が必要であることが大きな課題となっています。事業を継続するためには、設備の全面的な改修が必要となり、これにも多額の費用が必要となることから、今後は浴室を廃止し、介護予防やレクリエーション、交流スペースの場として、コロナ禍においても安心して利用いただける新たな機能を備えた施設への転換を進めるため、関係部局において検討を進めています。

続きまして、資料 1-3 をご覧ください。

自立支援と重度化防止に向けた目標として、第 7 期介護保険事業計画（P 79）から新たに記載した令和 2 年度の目標値とその実績と令和 3 年度の状況について記載をしております。

ここでは、令和 2 年度実績及び 3 年度実績見込みが、令和元年度の実績と大きく異なっている項目を中心に説明いたします。

総合相談支援事業につきましては、令和 2 年度からの地域包括支援センターの委託開始に合わせ、3 職種による総合相談の件数をより正確に把握するために、ケアプラン作成等に関する指定介護予防支援等業務に関する相談やモニタリング件数はここに含めないこととし、地域包括支援センターの本来業務である総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントと地域包括支援センターが介護保険の事業所として実施している指定介護予防支援等業務に関することと分けて把握することといたしました。このことから令和 2 年度から相談延べ件数が大きく減少しております。

医療・介護連携の会議や研修会につきましては、コロナ禍の影響により複数の会議や研修会が令和 2 年度及び 3 年度は中止となりました。

認知症サポーター養成講座につきましては、例年、町内の小学校 4 年生を対象として実施していたキッズサポーター養成講座を令和 2 年度及び 3 年度はコロナ禍により学校に職員が大勢出向いて実施することが困難であり、中止としたことから大きく受講者数が減っているものです。なお、令和 4 年度はこのキッズサポーター養成講座を再び開催できるよう動画を作成するなど、工夫するとともに、この 2 年間で受講できなかった児童へのフォローもできるように調整を進めてまいりたいと考えております。

いきいき百歳体操は、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症流行による緊急事態宣言の際には、平成 18 年度からの開始以来初めて、各地域拠点に開催実施の自粛要請を町として行わなければいけなくなるなど、活動継続に際し、コロナ禍の影響を大きく受けることとなり、現在でも複数の地域拠点において、ハード面で新型コロナウイルス感染症の対策が難しいことなどの理由で活動再開できていないところがあります。また、65 歳以上人口における参加率につきましては、例年、いきいき百歳体操のおさらい月間で実施している参加者アンケートをもとに算出しておりましたが、令和 2 年度及び 3 年度は当該月間をコロナ禍で中止としたことにより、数字を算出することができませんでした。

資料 1 - 3 の説明につきましては以上でございます。

資料 1 - 4 をご覧ください。要支援及び要介護認定者の令和 2 年度実績と令和 3 年度の実績見込でございます。

まず、2 か年の要介護認定者数の比較について申し上げます。

まず、令和 2 年度と令和 3 年度見込を比較いたしますと、人数の伸びが大きかったのは要介護 1 で、令和 2 年度と比較しまして、31 人増加しております。また、人数が減少したのは要介護 5 で、6 人減少しております。

では、令和 2 年度の計画値と実績値の比較について申し上げます。

要支援につきましては、要支援 1 の計画値が 325 人、実績が 232 人、比率は 71.4%となっております。また、要支援 2 につきましては、計画値が 212 人、実績が 212 人、比率は 100.0%となっております。

なお、要支援者全体では、計画値が 537 人、実績値 444 人、比率が 82.7%となっております。

要支援 1 の認定者数が計画値との乖離が大きい理由としては、第 7 期計画期間中に、チェックリスト対象者で総合事業サービス受給者が要介護認定を申請しなかったことによると考えられます。

要介護に移りまして、計画値と実績値の比率が一番低かったのが要介護 5 の 68.1%、一番高かったのが要介護 2 の 101.6%となっております。

要介護者全体といたしましては、計画値が 1,146 人のところ、実績が 1,066 人、比率が 93.0%となっております。

続きまして、令和 3 年度の計画値との比較について申し上げます。

要支援につきましては、要支援 1 の計画値が 240 人、実績見込が 240 人、比率は 100%となっております。また、要支援 2 につきましては、計画値が 223 人、実績見込 225 人、比率は 100.9%となっております。

なお、要支援者全体では、計画値が 463 人、実績見込が 465 人、比率が 100.4%となっており、概ね計画値どおりの値となっております。

要介護に移りまして、実績見込みの比率が一番低かったのが要介護 4 の 81.5%、一番高かったのが要介護 3 の 109.9%となっております。

要介護者全体といたしましては、計画値が 1,132 人のところ、実績見込みが 1,103 人、比率が 97.4%となっております。

資料1-4につきましては、以上でございます。

資料 1 - 5 をご覧ください。介護予防給付等サービスの令和 2 年度実績と令和 3 年度の実績見込でございます。

まず、令和 2 年度の計画値と実績値の比較について申し上げます。

令和 2 年度につきましては、「③介護予防訪問リハビリテーション」、「⑥介護予防短期入所生活介護」及び「⑬介護予防特定施設入居者生活介護」におきまして、執行率・利用率ともに計画値を上回りました。

「③介護予防訪問リハビリテーション」が計画値を大きく上回った理由としては、第 7 期計画期間中に当該サービスの事業所が島本町内に開設され、利用者が増加したことが要因と考えられます。

また、「②介護予防訪問看護」、「⑤介護予防通所リハビリテーション」、「⑦介護予防短期入所療養介護（老健）」、「⑩介護予防福祉用具貸与」、「⑪特定介護予防福祉用具購入費」、「⑫介護予防住宅改修費」、「⑭介護予防支援」におきまして、執行率・利用率ともに計画値を下回りました。

なお、「④介護予防居宅療養管理指導」では、執行率は計画を下回っておりますが、利用率では計画を上回りました。

介護予防サービス全体では、執行率 68.59%、利用率 64.00%となり、執行率、利用率とも計画を下回りました。

次に、令和 3 年度につきましては、「②介護予防訪問看護」、「③介護予防訪問リハビリテーション」及び「⑦介護予防短期入所療養介護（老健）」におきまして、執行率・利用率ともに計画値を上回る見込みとなっております。

また、「⑤介護予防通所リハビリテーション」、「⑥介護予防短期入所生活介護」、「⑪特定介護予防福祉用具購入費」、「⑫介護予防住宅改修費」及び「⑬介護予防特定施設入居者生活介護」におきましては、執行率・利用率ともに計画値を下回る見込みとなっております。

なお、「④介護予防居宅療養管理指導」及び「⑭介護予防支援」では、執行率は計画を下回っておりますが、利用率では計画を上回っております。また、「⑩

介護予防福祉用具貸与」については、利用率は計画を下回ったものの執行率では計画を上回る見込みとなりました。

介護予防サービス全体では、執行率79.74%、利用率97.93%となり、執行率、利用率とも計画を下回る見込みとなりました。

次のページをご覧ください。介護サービスでございます。

まず、(1)居宅サービスでございます。

令和2年度の計画値と実績値の比較について申し上げます。

令和2年度の実績についてですが、「⑬特定福祉用具購入費」や「⑭住宅改修費」など10のサービスで執行率及び利用率ともに計画値を下回りました。

また、「④訪問リハビリテーション」及び「⑤居宅療養管理指導」で執行率及び利用率ともに計画値を上回りました。

居宅サービスの小計では執行率87.33%、利用率は103.27%の執行となりました。

「④訪問リハビリテーション」が計画値を大きく上回った理由としては、介護予防サービスでも申し上げましたが、第7期計画期間中に当該サービスの事業所が開設され、利用者が増加したことが要因と考えられます。

続いて、(2)地域密着型サービスでございます。

令和2年度の実績についてですが、「③地域密着型通所介護」及び「⑥認知症対応型共同生活介護」につきましては、執行率及び利用率ともに計画値を下回りました。

また、「⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」につきましては、利用率は計画を上回ったものの執行率では計画を下回りました。

なお、「①定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「⑤小規模多機能型居宅介護」につきましては、町内に事業所はございませんが、住所地特例の方の利用があったものでございます。

地域密着型サービス全体につきましては、執行率87.17%、利用率は83.3%と計画値を下回りました。

続いて(3)施設サービスでございます。

令和2年度の実績についてですが、「①介護老人福祉施設」及び「④介護療養型医療施設」につきましては、執行率・利用率ともに計画値を下回りました。「②介護老人保健施設」につきましては、執行率は計画を上回ったものの利用率では計画を下回りました。

施設サービス全体では、執行率91.13%、利用率86.05%となりました。

介護サービス全体では、執行率が88.45%と計画値を下回った一方で、利用率が100.62%となりました。

また、介護予防サービスと介護サービス費を合わせた、給付費の合計では、執行率が87.72%、利用率が93.43%となりました。

次に、令和3年度の計画値と実績見込みについてです。

(1)居宅サービスでは「⑧短期入所生活介護」や「⑬特定福祉用具購入費」など11のサービスで執行率及び利用率ともに計画値を下回る見込みとなりました。また、「③訪問看護」、「⑤居宅療養管理指導」など3つのサービスで執行率及び利用率ともに計画値を上回る見込みとなっております。

居宅サービスの小計では執行率93.38%、利用率は105.62%の執行となる見込みとなっております。

続いて、(2)地域密着型サービスでございます。

令和3年度の実績見込みについてですが、「⑥認知症対応型共同生活介護」、「⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」につきましては、執行率及び利用率ともに計画値を下回る見込みとなりました。

また、「③地域密着型通所介護」につきましては、利用率は計画を下回ったものの執行率では計画を上回る見込みとなりました。

なお、「①定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「⑤小規模多機能型居宅介護」につきましては、町内に事業所はございませんが、住所地特例の方の利用があったものでございます。

地域密着型サービス全体につきましては、執行率93.32%、利用率は90.69%と計画値を下回る見込みとなっております。

続いて(3)施設サービスでございます。令和3年度の実績見込みについてですが、「④介護療養型医療施設」につきましては、執行率・利用率ともに計画値を上回る見込みとなっておりますが、「①介護老人福祉施設」、「②介護老人保健施設」及び「③介護医療院」は執行率・利用率ともに計画値を下回る見込みとなっております。

施設サービス全体では、執行率84.49%、利用率85.50%と計画値を下回る見込みとなっております。

介護サービス全体では、執行率が90.65%と計画値を下回る見込みの一方で、利用率が103.24%と計画値を上回る見込みとなりました。

また、介護予防サービスと介護サービス費を合わせた、給付費の合計では、執行率が90.28%、利用率が102.47%となる見込みとなっております。

以上簡単ではございますが、資料1-5の説明は以上でございます。

続きまして、資料 1 - 6 をご覧ください。

地域支援事業の進捗状況として、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の各事業の令和 2 年度実績及び令和 3 年度実績見込みを記載しております。

(1)介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型及び通所型サービス」の利用実績につきましては、令和元年度までは訪問型サービスが微減、通所型サービスは増加傾向で推移しておりましたが、令和 2 年度及び 3 年度はそれぞれ延べ利用人数・利用額ともに減少となっております。各年度内の詳細を見ますと、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、不要不急の外出自粛等が要請されている時期に、利用人数・利用額ともに減少傾向にあることから、コロナ禍による利用控えの影響により、年度の利用実績についても減少となったと分析しております。

次に(2)の包括的支援事業でございます。地域包括支援センターの令和 2 年度実績及び令和 3 年度実績見込みにつきましては、のちほどの案件 2 で報告させていただきます。

これ以外に包括的支援事業として、在宅医療・介護連携推進コーディネーターを高槻市医師会に、生活支援体制整備協議体の運営を担う生活支援コーディネーターを島本町社会福祉協議会にそれぞれ委託して配置し、関係機関からの相談対応や横のつながりづくりを進めております。また、認知症地域支援推進員をいきいき健康課に配置し、認知症の相談等への対応や初期集中支援チームへの参画などの認知症対策を進めてまいりました。

次に(3)の任意事業でございます。

任意事業として実施している成年後見制度の町長申立ての件数、紙おむつ給付事業の利用者数、認知症サポーターの養成数の各実績につきましては、記載のとおりでございます。

資料 1 - 6 の説明につきましては以上でございます。

案件 2、「地域包括支援センターに関することについて」につきましてご説明申し上げます。

今回、島本町地域包括支援センターの令和 2 年度及び 3 年度の運営状況等を把握するための資料としまして、資料 2-1 から資料 2-4 までの 4 つの資料として用意いたしましたので、順にご説明させていただきます。

資料 2-1 をご覧ください。資料 2-1 につきましては、各年度の地域包括支援センターの運営状況についてまとめた資料となっております。1 ページ目は、地域包括支援センターの人員配置の状況を記載しております。令和 2 年度からは島本町地域包括支援センターの運営を委託いたしました。いきいき健康課におきましても地域支援事業に従事する職員として保健師・認知症地域支援推進員・事務職をそれぞれ 1 名専任で配置し、それぞれ地域包括支援センターと連携して地域支援事業の推進に努めております。

2 ページ目・3 ページ目は総合相談やケアプラン作成の実施状況について、平成 30 年度から令和 2 年度までの実績と令和 3 年度見込みを記載しております。

総合相談の実施状況につきましては、令和 2 年度からの地域包括支援センターの委託開始に合わせ、3 職種による総合相談の件数をより正確に把握するために、ケアプラン作成等に関する指定介護予防支援等業務に関する相談やモニタリング件数はここに含めないこととし、地域包括支援センターの本来業務である総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントと地域包括支援センターが介護保険の事業所として実施している指定介護予防支援等業務に関するものと分けて把握することといたしました。このことから令和 2 年度から相談延べ件数が大きく減少しております。

介護予防ケアマネジメント等につきましては、令和 2 年度・3 年度ともこれまでとそれほど大きく変わらない件数で微減もしくは横ばいとなっておりますが、コロナ禍以前は右肩上がりで件数が伸びていたことや総合事業のサービス利用がここ 2 年は減少に転じていることから、コロナ禍の影響を受け、微減もしくは横ばいになったものと分析しております。

4 ページ目は、①が令和 2 年度の委託による運営の島本町地域包括支援センターの町からの委託料の使用状況、②が指定介護予防支援等事業によるケアプラン作成収入や住宅改修意見書作成による収入などの収入とケアマネジャー等指定介護予防支援等業務に関する支出も含めた介護保険事業所としてのセンター全体の事業所としての収支を記載しております。なお、①の人件費につきましては、直営による地域包括支援センターの時の人件費と同じ程度の金額で 3 職

種の人員増と開所時間等の拡大など、センター機能の充実をはかっていただくことができたと考えております。

5 ページ目につきましては、地域包括支援センターがケアプラン作成を担っていた要支援・総合事業の事業対象者が、要介護となった際に引き継いだ居宅介護支援事業所を一覧としたものでございます。なお、参考までに直営の時の状況についても併せて記載しております。これを見ますと、地域包括支援センターの受託法人の系列事業所への引継ぎ件数が増えておりますが、これは直営による地域包括支援センターの時も同様であり、同一法人の系列ではなく、ケアマネジャーの人員数など事業所の規模により引継ぎを受けてもらえる件数が変わってくるのが事業所間の件数の差になっているものと考えております。

資料 2-2 をご覧ください。資料 2-2 につきましては、要支援及び総合事業の事業対象者のケアプラン作成を、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託した場合の、委託先とその件数を記載した一覧となっております。事業所ごとの件数の差につきましては対応できるケアマネジャーの人数等によるものと考えております。なお、要支援及び総合事業の事業対象者のケアプラン作成の居宅介護支援事業所への委託につきましては、各事業所とも人員が厳しいためか、年々、新規で引き受けていただきにくい状況となっていることが指定介護予防支援等業務の実施に関する本町の課題となっております。

続きまして、資料 2-3 及び 2-4 は委託による運営の地域包括支援センターの令和 2 年度の事業実施報告及び令和 3 年度の事業計画となっております。

資料 2-3 につきましては、令和 2 年 10 月 27 日の介護保険事業運営委員会で報告させていただいた令和 2 年度の島本町地域包括支援センターの事業計画に対する実績状況をまとめたものとなっております。最後の年間総括は地域包括支援センターの令和 2 年度を振り返っての評価、町の評価は実績報告を受けての担当課の評価を記載しております。

地域包括支援センターの委託初年度につきましては、直営からの移行はスムーズにできたものの、開始直後にコロナ禍により様々な制約が必要となる年度であったため、地域に出向いての周知活動などが思うようにできなかった点が令和 2 年度の課題であったと考えております。一方で、人員体制や相談対応等においては十分に、かつ、安定した運営をしていただいているので、引き続き、これまでと同様の運営を続けてもらえればと考えています。

また、地域支援事業において、高齢者虐待の対応などマニュアル化できていないところもあるので、これらのことについて、町と地域包括支援センターの連携がよりスムーズにいくように、町と地域包括支援センターが一緒になって整備・

見直しを進めて行きたいと考えております。

資料 2-4 につきましては、令和 3 年度の島本町地域包括支援センターの事業計画でございます。令和 3 年度の事業計画につきましては、令和 2 年度の計画で予定していたものの、コロナ禍により令和 2 年度には実施できなかったことに改めて取り組むことを中心に事業計画を立てることとしました。なお、この令和 3 年度の計画につきましては、年度が完了後に先ほどの資料 2-3 と同じような形で、地域包括支援センター及び町の担当課で総括と評価を行うことを予定しております。

なお、令和 4 年度のセンターの事業計画につきましては、今回の実績報告内容や令和 3 年度の状況も踏まえ、完成させる方向で現在、事務を進めております。

以上、簡単ではございますが、地域包括支援センターの令和 2 年度及び 3 年度の運営状況についてご報告させていただきます。

資料 3

案件 3 「地域密着型サービスの指定状況について」でございます。

資料 3 をご覧ください。町内でございます地域密着型サービスの事業所を記載しております。また、入所者数や利用者数につきましては、2月時点での最新情報であります12月サービス提供分の人数を参考に記載しております。

上から順に説明いたします。まずは、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、町内には2つの事業所がございます。指定している定員数は、グループホームみなせが26名、グループホーム桜井の里が18名の合計、44名となっております。

また、認知症対応型通所介護につきましては、「グループホーム桜井の里」と施設の一部を共有する共用型の通所介護となっております。

続きまして「地域密着型通所介護」でございます。町内には4つの事業所があり、定員数、いわゆる1回のサービスの受け入れ可能な人数は、事業所によって異なり10名から18名となっております。利用者数につきましては、実際に利用された方の人数を記載しております。

なお、「島本の郷デイサービスセンター」につきましては、令和2年7月17日から事業を休止しております。

次に「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」でございます。実入所者数が定員数と同数になっており、満床の状態となっております。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

資料 4 をご覧ください。

本町におきまして、令和 4 年 4 月 1 日付けで、機構改革を予定しております。
資料にもございますが、高齢者施策の担当部署を一本化することを目的に、「高齢介護課」を新設することとしており、今後、この会議の事務局は新設いたします「高齢介護課」で担わせていただきますのでよろしくお願いいたします。
その他の機構改革の内容につきましては、資料のとおりでございます。
以上簡単ではございますが、資料 4 の説明は以上でございます。